

# 丹羽矢田猿楽について

小西寛子

## はじめに

「猿楽」に関する研究論文、及び、その著書は数多くある。そして、今日までその研究の中心となってきたのは、観阿弥・世阿弥を中心とした「大和猿楽四座」であった。

しかし、猿楽座が大和の四座に統一されたのは秀吉の政策によるものである。丹波猿楽・宇治猿楽といった各地の猿楽座は、大和猿楽の「ツレ」として、四座の中に組み込まれていった。

では各地の猿楽座が統一されざるを得ない原因とはいかなるものであったか。

ここでは大和猿楽・観世座の影となってきた、丹波猿楽・矢田座について採り上げ、その基本史料である「看聞御記」の春秋の神事猿楽の検証を中心に、中世室町後期の「猿楽」の在り方について考察する。

## 第一章 矢田猿楽研究史

矢田座は、大和猿楽の各座に比べれば各段に史料は少ないものの、それ以外の猿楽座と比較すれば、まとまった史料の残るほうだと言えよう。伏見庄の鎮守社・御香宮における神事猿楽について、詳細に記録する『看聞御記』を始め、賀茂社、松尾大社など、矢田猿楽の史料は神事と関係するものがほとんどである。すなわち、矢田猿楽は神事な

くしては存在し得ない猿楽座であった。

史料の絶対数は少ないとは言え、矢田猿楽は猿楽座草創期の鎌倉時代から、江戸期に至るまで、長期間に渡ってその動向を追うことの出来る猿楽座なのである。にも関わらず、「矢田猿楽」それ自体を中心として扱った研究論文は皆無に等しい。全く研究が行われていないわけではないが、これまでの矢田猿楽の扱いと云えば、著書の中にわずかな項目として取り上げられている程度であった。

同時に、神事猿楽についての研究もこれまでほとんど行われて来なかった。しかし、矢田猿楽のみならず、地方における祭礼と、その地に根付いた猿楽が深い関わりを示すのは明らかであり、中世期の猿楽座の実態を解明しようと思えば、神事猿楽研究は必要不可欠なものである。

これまでの能楽史研究は、観世座を中心とした大和猿楽を主として行ってきたものである。しかし、それらの研究がある程度の段階にまで到達した今、我々は地方猿楽という、能楽史の上では裾野の部分にまで目を向けるべきなのではなからうか。

そして、そのような研究を実行するに至って、我々に格好の材料を提供してくれているのが、中世という時代を、神事と深い関わりを見せつつ猿楽を演じ続けてきた矢田猿楽なのである。

## 第二章 『看聞御記』の矢田猿楽

『看聞御記』は、「矢田猿楽」史料の中でも、ひととき詳細な記述の見られるものである。史料自体は、長期に渡

って存在する矢田であるが、京都において観世が台頭してくる室町時代、すなわち能楽史の上では神事猿楽から、演能主体の演劇へと移行するターニングポイントとも言えるこの時期に、矢田の動向を知りうる事が出来るのは、非常に有効なのである。

この『看聞御記』には、例年三月十日・十一日と、九月九日・十日に催される御香宮での神事猿楽に、その楽頭職を保持していた矢田が参勤する有様が記録されている。

しかし、応永三十一年に観世が醍醐寺遷宮祭の楽頭職を獲得するにあたって、しだいに様相が変わってきた。

本来猿楽座とは、「翁」を演じるために組織されたものであった。猿楽座には、二つのグループが存在したのである。すなわち「翁グループ」と「演能グループ」である。

観世は後者に該当し、有名な將軍御覽の今熊野猿楽の際に、演能グループであった観阿弥が「翁」を舞ったことをきっかけに、両グループの遊離を可能にしたのである。

これはすなわち、奈良に本拠を置きつつも演能グループが京都に進出し、その活動地域を広げるに至ることを意味する。そうすると必然的に、京都で活躍していた丹波猿楽はその演能の場を奪われることになる。

観世が京都に進出して来るに至って、矢田は春秋の神事猿楽のみでは生活が逼迫していくことを思い知らされる。そこで、矢田はとある行動に出る。それが伏見宮での御所猿楽である。

これは『看聞御記』永享四年三月十一日条から、十五日条にかけて見られるもので、これによれば、「矢田は近年、伏見御所での演能を切望していたが、貞成に許可されていなかった。それを永享四年になって、禄物等用意する必要はないとしながらもようやく許され、念願の御所宴楽を行うことが出来た」というものである。

重要なのは、矢田が「近年になって」御所猿楽を切望したということである。つまり、観世が京都に進出してくる時期と、矢田が御所猿楽を切望し始めた時期とが、ちょうど一致することになるのだ。

応永末から永亨にかけてのこの時期は、猿楽の常識が変貌する時代でもあった。寺社の楽頭職を所得し、春秋の例祭を勤めているだけでは座の存続さえも危うくなっていったのである。猿楽は、神事に付随するだけのものではなくなっていたのだ。

寺社の楽頭職を得ることによりむしろ、強力な後ろ盾を味方に付け、神事以外の演能の場を確保することが何より重要だったのである。

### 第三章 演能時季考

猿楽というものは、寺社の神事に付随して社会に浸透してきた芸能である。観世のように、特に、権力者の後ろ盾を持たない猿楽座にとつて、御香宮に関わらず、春と秋の例祭は非常に大きな意味を持つていたと考えられる。

今日の能の謡本を見れば、第一ページ目には必ず、演能にふさわしい時季が示されている。日本名著全集刊行会の『謡曲三百五十番集』は、謡、すなわち能の台本を集めたもので、それぞれ曲名の下には、各謡本同様演能時季も記されている。

この演能時季の統計を取って見れば、三月と九月に催される演目が圧倒的に多く、この両時季が猿楽と深いかわりを持つてであろうことは一目瞭然である。季節を「月」と定めるのにはそれなりの理由があるはずである。とする

と、三月と九月を演能時季とする曲目が多いのは、単純に考えて、その時季に能を催す機会が多かったということになる。これはまさに御香宮神事の行われる両時季であり、神事と猿楽の深い関係を物語っていると見えよう。また、裏をかえせば特に後盾を持たない猿楽座にとっては、例祭の時季以外はほとんど稼ぎが期待できなかったとも考えられる。

しかし、これはあくまで今日の「謡曲」を集計した結果である。また、三月と九月の曲目が他を圧倒しているからといって、それがすなわち、中世においてそのまま演能されていたのかといえば、甚だ疑問である。

そこで、能勢朝次氏の「演能曲目調査資料」をもとに、各曲目の演能時季を調べ、再度、各月の演能曲目の集計を行った。

これを検証してみると、一見したところ、例えば四月に能を催したとして、四月の番組しか演能していないということは一切ない。むしろ、当月に当たる番組の方が少ないほどである。この結果だけを見ると、演能時季についてはさほど意識されていないように思われるが、ここで使用されている曲目は、やはり三月と九月が圧倒的に多い。また、次に多いものには二月・四月・八月があげられるが、これは最初の集計結果とも一致する。

これを考え合わせれば、能の番組自体記録されることのほうが稀であった中世の状態を考慮すれば、記録に残さうという意思が働く「非日常」な演能が、その番組を後世に伝えたと考えられる。「演能曲目調査資料」に残る演能は、実にこういった記録なのである。

それならば、日常的な演能とはいかなるものであったか。それは当然、春秋の例祭に付随する神事猿楽である。これはあまりに日常的であったからこそ、その番組が記録として残されなかつたのである。そのため、三月と九月の曲

目が多用されていても、その当月にあたる演能の史料には残らないのである。

### おわりに

今日では、「能楽」は神事というよりも明らかに趣味的・娯楽的要素の方が強い。しかし、中世においては間違いなく、猿楽は「神事」であることが当然だったのだ。

観世が台頭し始めるこの時期は、同時に猿楽の常識が変貌する時代であったように思われる。神事猿楽が当然であった時代から、観阿弥・世阿弥率いる「観世座」のような演能を主体とする先鋭的な猿楽座の出現。

猿楽座が「翁グループ」「演能グループ」と分かれることは、すなわち、猿楽座の活動の場の変化をももたらすことになる。このような時勢に乗り遅れた矢田は、徐々に衰退を余儀なくされたのではないだろうか。